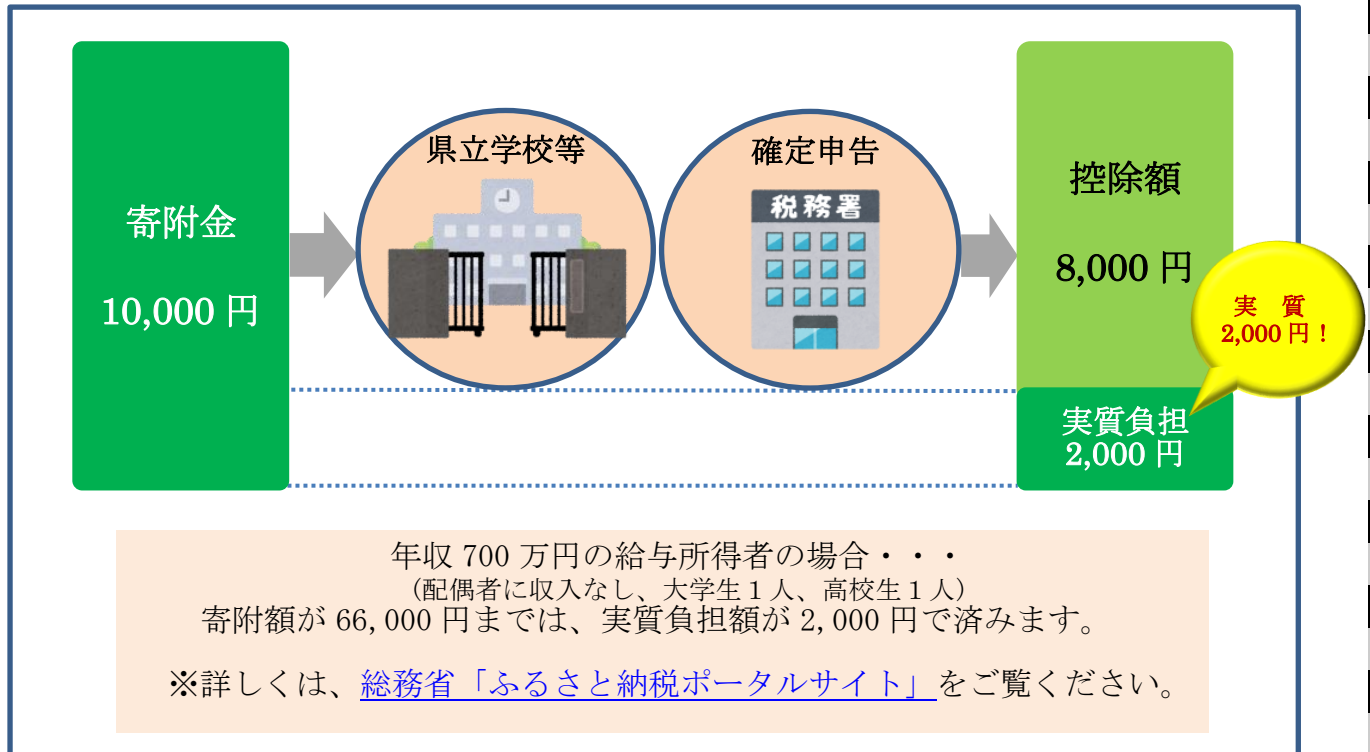


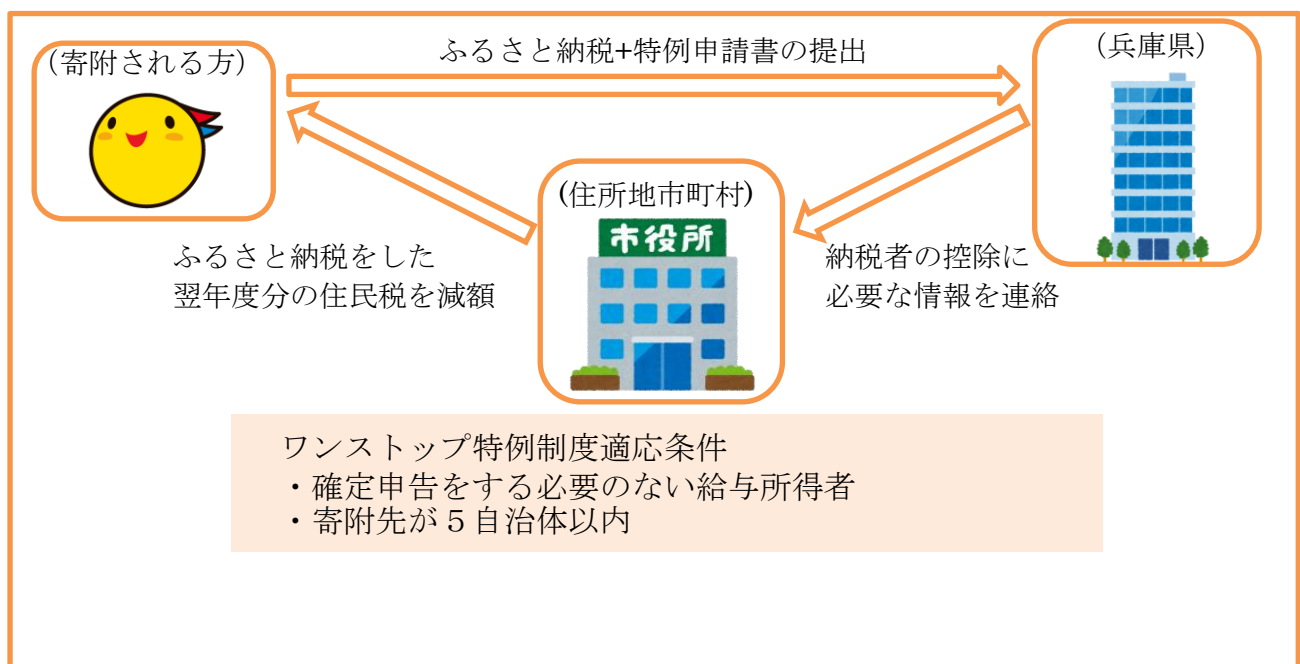
【控除イメージ】

県立学校への寄附は、税控除の対象です。寄附された額のうち 2,000 円を超える部分については、一定の上限まで、所得税・個人住民税から全額控除されます。



給与所得者は、ワンストップ特例制度を活用すると確定申告が不要になります。

【ワンストップ特例制度申請イメージ】



◎寄附の手続き方法

ふるさと納税で寄附の場合

寄附したい県立学校のホームページ等もしくは
兵庫県ホームページから申請書入手

ワンストップ
もOK!

寄附したい学校へ申請書を送付

○納入通知書が送付されたら、金融機関で振込み
○現金での寄附を希望される場合は、学校窓口へ持参又は現金書留で郵送
○その他、口座振込、クレジットカード払いも可能です

ふるさと納税特典を送付
(寄附額が10万円以上の場合のみ)

確定申告に必要な書類を送付
(ワンストップ特例の場合は不要)

※ワンストップ特例を活用する場合は、別途送付する「ふるさと納税ワンストップ特例制度申請書」に必要事項を記入・押印のうえご返送ください。